

改正

平成25年3月29日教委告示第7号

佐久市佐久の先人検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 佐久市にゆかりがある人物で、その人となりや業績を市民の間で語り継いでいくべきもの(以下「佐久の先人」という。)を掘り起こし、後世に伝えていくため、佐久市佐久の先人検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、佐久の先人について、次に掲げる事項に係る調査、検討等を行い、選定に際し意見を述べるものとする。

- (1) 選定基準に関する事。
- (2) 資料の収集、保存、活用、公開に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、佐久市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める事項

2 委員会は、前項の成果を教育委員会に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する任務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会教育部文化振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成25年3月29日教委告示第7号)

この要綱は、告示の日から施行する。